

国の債権に係る情報の公表

総務省（一般会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和4年度								令和5年度								令和6年度							
	管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額			
	前年度以前発生未消滅債権分 本年度発生分		前年度以前発生分 うち 不納欠損額		本年度発生分 うち 不納欠損額				前年度以前発生未消滅債権分 本年度発生分		前年度以前発生分 うち 不納欠損額		本年度発生分 うち 不納欠損額				前年度以前発生未消滅債権分 本年度発生分		前年度以前発生分 うち 不納欠損額		本年度発生分 うち 不納欠損額			
合 計	247,284	4,735	242,548	242,476	4,167	51	238,308	0	150,415	4,809	145,605	144,810	4,338	65	140,471	0	281,741	6,012	275,729	276,112	5,607	71	270,505	0
備 考	主な管理対象債権額 電波利用料債権:78, 286 返納金債権:56, 350			主な消滅額 電波利用料債権:74, 045 返納金債権:56, 143					主な管理対象債権額 電波利用料債権:76, 503 返納金債権:58, 574			主な消滅額 電波利用料債権:71, 827 返納金債権:57, 928					主な管理対象債権額 電波利用料債権:77, 475 返納金債権:184, 095			主な消滅額 電波利用料債権:72, 788 返納金債権:183, 383				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和4年度末現在額									令和5年度末現在額									令和6年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)							徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)							徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					
	履行期限 到来額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分	履行期限 到来額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分	履行期限 到来額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生 債権分	前年度 以前 発生 債権分				
債権の種類																												
(部)雑収入	4,743	4,226	13	335	167	4,561	181	-	64	5,547	4,663	470	312	100	4,976	570	-	58	5,628	4,675	547	180	93	4,856	640	-	131	
(款)国有財産利用収入	10	-	9	0	-	0	9	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	
(項)国有財産貸付収入																												
(目)物件使用料債権	10	-	9	0	-	0	9	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	
(項)利子収入																												
(目)利息債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	
(款)諸収入	4,732	4,226	3	335	167	4,561	171	-	64	5,546	4,663	470	311	100	4,975	570	-	58	5,628	4,675	547	179	93	4,855	640	-	131	
(項)弁償及返納金	411	0	0	276	134	276	135	-	44	821	1	463	271	84	273	548	-	40	862	1	530	142	86	144	617	-	100	
(目)返納金債権	196	0	0	120	75	120	75	-	11	633	1	463	108	60	109	524	-	12	711	1	530	64	76	66	606	-	38	
(目)損害賠償金債権	215	-	-	155	59	155	59	-	33	187	-	-	163	23	163	23	-	28	150	-	-	78	10	78	10	-	62	
(項)電波利用料収入																												
(目)電波利用料債権	4,241	4,225	3	11	-	4,237	3	-	-	4,675	4,661	4	9	-	4,671	4	-	-	4,686	4,674	3	8	-	4,682	3	-	-	
(項)雑入																												
(目)延滞金債権	80	-	-	47	32	47	32	-	20	49	-	3	30	15	30	18	-	17	79	0	13	28	6	28	19	-	31	
合 計	4,807	4,226	13	335	167	4,561	181	-	64	5,605	4,663	470	312	100	4,976	570	-	58	5,629	4,676	547	180	93	4,856	640	-	131	

(付表)

令和6年度

不納欠損額の内訳

総務省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	4,590	71,281	4,590	71,281	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分 of 停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	1	4	24	93	25	98	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	3	1	3	1	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	1	4	16	84	17	88	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	5	8	5	8	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和 5 年度

総務省所管
一般会計

不納欠損額の内訳

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	2	7	2	7	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	4,461	65,747	4,461	65,747	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	3	2	42	222	45	224	(目) 返納金債権 130 (目) 電波利用料債権 94
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	3	7	3	7	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	6	8	6	8	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	3	2	33	206	36	209	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和4年度

総務省所管
一般会計

不納欠損額の内訳

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	4,777	14,385	4,777	14,385	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	6	7	144	36,724	150	36,732	(目)返納金債権 26,132 (目)電波利用料債権 385 (目)延滞金債権 10,214
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	1	0	1	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	2	4	23	180	25	185	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	4	2	120	36,543	124	36,546	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	